



平成 22 年 3 月高校新卒後の未就職者を研修生として雇用する
事業主を募集しています。

< 募集期間 平成 22 年 2 月 22 日から平成 22 年 8 月 31 日 >

新卒未就職者等人材育成事業を ご活用ください

～平成 22 年 3 月高校卒業(見込み)者で、就職先が未定の皆さんを
雇い入れる事業主を支援します～

事業の概要

就職の決まっていない平成 22 年 3 月の高校新卒者を研修生として有期雇用することを通じて、当該企業において必要な知識や技術などを身につけていただき、その後の正規雇用へとつなげていただくものです。

研修期間中の研修生にかかる人件費、研修経費等は県が負担します。

事業の流れ

対象者の
研修計画を
県へ提出
<経済 4 団体の
会員事業
主は団体を
経由>

県にお
いて研修
計画の承
認後、
事業主と
県が委託
契約を締
結

ハローワーク等へ求人
登録を行い、ハローワーク
等の紹介により対象者
を研修生として雇用
労働条件は、通常の
新規採用者と同程度。雇
用期間は平成 23 年 3 月
31 日までの間で 1 年以
内)

研修生に対
し研修を実施
(職場実習や外
部研修など)
雇用実績を踏
まえ、県から人件
費、研修経費等
相当分の委託料
の支払い。

研修期間
終了後、
研修生を『正
規雇用』する
よう努めま
す。

事業主の主な要件(次のいずれにも該当すること)

県内の企業等で所定の重点分野(注)に該当する事業を行う事業主であること
ハローワーク等に本事業に係る求人登録をしていること
雇用期間(研修期間)終了後に当該対象者を正規雇用として雇い入れることを前提
としている事業主であること
など

(注)重点分野:産業振興(製造業等)、環境・エネルギー、観光、情報通信・安全、福祉・子育て、介護・医療、農林水産、教育・文化、地域社会雇用

新卒未就職者(対象者)の主な要件(次のいずれにも該当すること)

平成 22 年 3 月に県内の高校等を卒業(見込み)の者であること
平成 22 年 2 月末日までに就職先が内定していない者であること
県内企業等に就職を希望しハローワーク等に本事業に係る求職登録をしていること
雇用期間(研修期間)終了後に受け入れ先企業等における正規雇用を希望している
こと
など

【事業詳細については県ホームページをご覧ください。】

県ホームページ <http://www.pref.nagano.jp/syoukou/roko/jinzaikusei/jinzaikusei.htm>

長野県 商工労働部 労働雇用課 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話:026(235)7201(直通) FAX:026(235)7327 E mail:rodokoyo@pref.nagano.lg.jp